

# 長期優良住宅・フラット35S適合住宅

地震国ニッポンで家を建てるこれからの「安心基準」。

## スーパーストロング構造体 **VALUE** バリュー

世界で起こる巨大地震の5回に1回は、日本で発生しています。特に近年、地震が頻発し、家づくりにおいて地震対策は重要な課題になっています。「スーパーストロング構造体バリュー」は、耐震設計により一般的な木造軸組み住宅の耐震性能を高め、万が一地震の揺れで住まいが全壊した場合も、最高2,000万円まで建替え費用の一部を負担する「耐震補償付き」で、地震に負けない暮らしをサポートいたします。お客様が現在検討中の外観や間取りをそのままに、地震への安心をプラス。これからの「安心基準」として、ぜひご検討下さい。

### スーパーストロング構造体バリューの「安心基準」 その答えは、「耐震等級3」相当の設計にあります。

「耐震等級3」は、国土交通省が2000年に定めた、住宅性能表示制度における耐震性能の最高等級です。建築基準法では、極めてまれに(数百年に一度程度)発生する地震による力が定められており、この力に対して倒壊しない程度のものを「等級1」としています。

#### 「耐震等級3」は、最高等級・建築基準法の1.5倍の耐震性



スーパーストロング構造体バリューは、  
全棟で「耐震等級3」<sup>※1</sup>相当を実現しています。

※1 「耐震等級3」相当とは、システム(株)が建物の構造の安全性に項目を絞り、その性能を評価しているため、表示項目全てを評価した住宅性能表示制度による「耐震等級3」とは区別して表示したものです。



#### さらに、万が一の震災時も安心な耐震補償<sup>※2</sup>

万が一、スーパーストロング構造体バリューで建築した家が地震の揺れにより全壊した場合、最高2,000万円まで建替え費用の一部を負担します。

※2 スーパーストロング構造体バリューで建築した家が、直接加わった地震の揺れを原因とする損壊によって補償建物について生じた損害が全壊の場合、一定の条件のもとに、建替え費用の一部を負担します。(現金での補償はいたしません)補償建物の条件、補償の内容、最高限度額、免責事項等については、耐震補償付き「スーパーストロング構造体バリュー」約款をご確認ください。